

平成 16 年 8 月 25 日施 行
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 3 月 3 1 日一部改正
令和 6 年 10 月 4 日一部改正

全国障害者スポーツ大会出場選手激励金交付基準

補助金の名称	全国障害者スポーツ大会出場選手激励金
補助金の交付目的	全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する選手に対して激励金を交付し、もって障害者スポーツの普及と振興及び障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。
補助金の交付対象者	以下を全て満たす者とする。 1 大会に出場する者 2 地区大会の予選大会を通じて、大会の出場権を得た者 3 本市に在住する者
補助対象経費	-
補助金の額及びその算定方法又は補助率	激励金の額は、一人につき 5, 0 0 0 円とする。
補助金交付事業の開始時期	平成 1 6 年 8 月 2 5 日
補助金交付事業の終了時期	令和 8 年 3 月 3 1 日
その他	1 交付申請について 交付を希望する選手（選手が未成年の場合は、その保護者）は、別に定める交付申請書を、大会の開催日の属する年度の末日までに、市長に提出するものとする。 2 交付決定の通知について 激励金の交付決定の通知は、激励金の交付をもってこれに代えるものとする。

	3 交付した激励金の返還について 激励金の交付を受けた選手は、以下のいずれかに該当した場合は、激励金を返還しなければならない。 (1) 選手個人の意思により、大会の出場を取りやめた場合。ただし、体調不良や天候等の影響による取りやめ等、やむを得ない事情により出場を取りやめた場合を除く。 (2) 偽りその他の不正行為により、激励金の交付を受けたことが明らかになった場合。 (3) その他市長が激励金を交付することが不適当であると判断した場合。
様式	全国障害者スポーツ大会出場選手激励金交付申請書（様式第 1 号）
担当部署	大津市福祉部障害福祉課